

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談の実現
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008 年より特定健診・特定保健指導が始まったが、保健指導の資格を持つ医師や保健師などは地理的に偏在しており、とくに保健指導の実施者が不足している地域においては、直接面談を受けることが難しい場合が存在する。</p> <p>高画質・高音質で、双方向で画像を送ったり線や絵を描いたりしてコミュニケーションを図ることが可能な遠隔面談システムは質の高い保健指導を効率的に実施することができるが、①初回面談においては遠隔面談が認められておらず、また、②初回面談以降の継続支援においては、遠隔面談は直接面談ではなく電話面談と同等のポイントとされていることが一因となり、現在の制度の下では、特定健診・特定保健指導において ICT を活用した質の高い遠隔面談の推進が阻害されている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号) 第 7 条及び第 8 条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①初回面談における遠隔面談の実施、②初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ICT を活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めて頂きたい。</p> <p>また、政府では今後、実証・検証を行うとのことだが、既に民間では試行が進んでいるところであり、これらの取り組みを活かしたうえで実証・検証が進められることを期待する。</p>